

伏見区役所

神川出張所 区民交流スペースのご案内

神川出張所では、久我・久我の杜・羽東師地域におけるまちづくり活動や地域振興のための取組に活用いただける区民交流スペースを設置しています。

1 こんなスペースがあります

- (1) 多目的室1 (58.5㎡, 30名程度)
- (2) 多目的室2 (63.6㎡, 30名程度, 流し・IHコンロ有)



▲多目的室1



▲多目的室2 (机・椅子を置いていない状態)

- * 多目的室1, 2を1室にしての使用も可能です。
- * それぞれの部屋にホワイトボードがあります。
- * 通常, 長机(8)と椅子(16)を口の字に配置しています。倉庫の長机, 椅子を追加して使用することもできます。使用が終われば, 元の状態に戻してください。

2 利用できる団体

- (1) 久我・久我の杜・羽東師地域の住民が組織する団体
- (2) 久我・久我の杜・羽東師地域におけるまちづくり活動や地域振興を支援する活動を行う団体

3 使用できる時間

(1) 使用時間

区分	使用に供する時間
午前	午前9時～正午
午後	午後1時～午後5時
夜間	午後6時～午後9時

(2) 使用できない日

- ・区役所，出張所等の事業で使用する日
- ・年末・年始（12月29日～1月3日）
- ・公職選挙法に基づく選挙の投票日の5日前から投票日の翌日までの間
（申請受付後でも，選挙が急きよ行なわれることになった場合には，使用許可を取り消します。）

4 使用できない用途 ×

- (1) 大きな声や音楽，激しい動きを伴うもの（防音設備になっていません）
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのある行為
- (3) 政治活動や宗教活動
- (4) 講師が受講料や謝礼を徴収して運営する講座等，営利を目的とする行為
- (5) 飲食（会議のお茶程度は可）
- (6) 出張所の業務上，庁舎管理上支障がある行為等

5 申請方法

(1) 申請方法

所定の申請書に必要事項を記載のうえ，出張所まで提出（持参のこと）してください。電話での申込予約はできません。

なお，初めて使用される場合には，鍵の管理等に関する誓約書を提出いただきます。

(2) 申請受付期間

使用日の属する月の前々月の1日（1日が出張所閉庁日の場合は直後の開庁日）から使用しようとする日（使用日が閉庁日の場合は直前の開庁日）まで

例：8月に使用したい場合は，前々月の6月1日から受付開始（1日が日曜日の場合は2日）

(3) 申請受付場所・時間

受付場所：神川出張所

受付時間：開庁日の午前9時～午後5時

受付順：先着順

ただし、受付開始をする各月の1日のみ、午前9時までに受付場所までこられた方は、同着とみなし、抽選をします。(朝早くおいでになる必要はありません。)

申請できる回数：1度に申請できる回数は、4使用区分までです。また、同じ月に使用できる上限も4使用区分までです。

・多目的室1，2を同時に使用する場合は、1回の利用で2使用区分とします。

6 使用料

無 料

7 その他注意事項

(1) 区民交流スペース使用の際は、車での来所はご遠慮ください。特に出張所の開庁時間(平日の午前8時30分～午後5時)は、原則駐車を認めません。また、周辺の道路への駐車はしないでください。

(2) ごみは、各自お持ち帰りください。

8 夜間、休日の使用について

平日の夜間や土日曜日、祝日も使用いただけますが、出張所は閉庁しており職員がいませんので、鍵の開け閉めや管理については、使用者が責任を持って行なってください。

(1) 事前の鍵の受け取り

使用日の5日前から鍵をお貸ししますので、開庁日に出張所まで取りにきてください。なお、使用日及び使用時間以外の入室はしないでください。

お貸しする鍵：①出張所東側入口の鍵、②使用する多目的室の鍵

(2) 入室方法

- ・出張所東側入口のドア、多目的室の扉をそれぞれの鍵で開けて入室してください。（廊下の照明は人が通ると自動で点灯します。）
- ・多目的室内の照明をつけてください。必要であればロビーの照明もつけてください。
- ・出張所西側入口（自動ドア）からの入室はできませんので、こられる方には東側から入るように周知してください。
- ・多目的室、ロビー、便所以外の場所には入らないでください。

(3) 退出方法

- ・使用が終われば、机、椅子を元の形にもどし、多目的室の鍵を閉め、最後に東側入口ドアの鍵を閉めて退出してください。その際、多目的室、ロビーの照明、IHコンロ等を消すのを忘れないでください。（廊下、便所の照明は時間がたてば自動消灯します。）
- ・東側入口の鍵を閉め退出したら、ドアの左側にある郵便受けに鍵を入れて返却してください（翌日、職員が郵便受けから鍵を回収します。）。

お問い合わせ先 伏見区役所神川出張所 電話921-0028